

茨城県報

第 1 2 1 号

平成 2 年 3 月 8 日

木 曜 日

目 次

規 則

●茨城県公印規則の一部を改正する規則（総務課）	ページ 1
-------------------------	----------

告 示

●受胎調節実地指導員の指定（保健予防課）	2
●土地改良事業の認可（2件）（農地管理課）	2
●換地処分の届出（ " ）	3
●土地改良事業の適当決定（9件）（ " ）	3
●事業の認定（用地課）	6
●道路の供用開始（5件）（道路維持課）	6
●道路の区域変更（ " ）	9
●土地区画整理組合の定款変更の認可（都市計画課）	11
●事業計画の変更の認可（都市施設課）	11

公 告

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届（水産施設課）	12
●平成2年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行（建築指導課）	12
●建築許可に関する聴聞（2件）（ " ）	13
●開発行為の工事完了（ " ）	14
●宅地開発事業の工事完了（ " ）	14

規 則

茨城県規則第9号

茨城県公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県公印規則の一部を改正する規則

茨城県公印規則（昭和39年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 知事印丁型 賞状、感謝状、表彰状等（縦書きのものに限る。）

別表第1 2 職印の表中

「 知事印 甲型、乙型及び丙型 」 を 「 知事印 甲型、乙型、丙型及び丁型 」 に改める。

別表第2 2 職印の表中

「 (丙型) 茨 城 県 知 事 印 」 を 「 (丙型) 茨 城 県 知 事 印 」 と 「 (丁型) 茨 城 県 知 事 之 印 」 に改める。

縦8ミリメートル 横15ミリメートル
縦8ミリメートル 横15ミリメートル
30ミリメートル平方

付 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第261号

優生保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成2年3月1日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所 茨城県取手市井野二丁目14番1-403号

氏 名 山 本 貞 美

茨城県告示第262号

平成元年9月29日付けで里美村長井坂紀一から認可申請のあった篠手地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成2年3月1日認可した。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第263号

平成元年11月27日付けで那珂町長浅川泰郷，瓜連町長生天目正から認可のあった門部鹿島地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成2年3月1日認可した。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第264号

平成2年2月13日付け農管指令第38号をもって認可した上洲第2地区の換地計画については，換地処分があった旨届出があったので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第265号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成元年12月25日付けで認可申請のあった池下地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類 村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し
池下地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間 平成2年3月9日から平成2年4月2日まで
- 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第266号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成元年12月25日付けで認可申請のあった清水地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類 村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し
清水地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成2年3月9日から平成2年4月2日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第267号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成元年12月25日付けで認可申請のあった九田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類 村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

九田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成2年3月9日から平成2年4月2日まで

3 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第268号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成元年12月25日付けで認可申請のあった上川中子地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類 村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

上川中子地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成2年3月9日から平成2年4月2日まで

3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第269号

井出姥沢堰土地改良区から平成元年12月20日付けで認可申請のあった井出北地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 井出蛭沢堰土地改良区定款の写し
井出北地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 3 月 9 日から平成 2 年 4 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所 協和町役場

茨城県告示第 270 号

河間土地改良区から平成元年12月18日付けで認可申請のあった蕨地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 河間土地改良区定款の写し
蕨地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 3 月 9 日から平成 2 年 4 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第 271 号

石岡台地土地改良区から平成元年12月18日付けで認可申請のあった大谷地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 石岡台地土地改良区定款の写し
大谷地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 3 月 9 日から平成 2 年 4 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所 美野里町役場

茨城県告示第 272 号

笠間市長笹目宗兵衛から平成 2 年 1 月 9 日付けで認可申請のあった来栖地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 来栖地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成2年3月9日から平成2年4月2日まで
- 3 縦覧の場所 笠間市役所

茨城県告示第273号

岩瀬町長金田貢から平成元年12月15日付けで認可申請のあった木植地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 木植地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成2年3月9日から平成2年4月2日まで
- 3 縦覧の場所 岩瀬町役場

茨城県告示第274号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 大洋村
- 2 事業の種類 ふれあい健康ランド（仮称）整備事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 鹿島郡大洋村大字上幡木字二階山，字廣山及び字砂子地内
 - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
大洋村役場

茨城県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字西野内字森脇 1172 番地先から
那珂郡山方町大字西野内字上川原 170 番 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 10 日

茨城県告示第 276 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年 3 月 8 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間 那珂郡美和村大字下桧沢字房の内 3607 番 2 から
那珂郡美和村大字下桧沢字宿 1677 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 10 日

茨城県告示第 277 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年 3 月 8 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 静大宮線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字上村田 1406 番 1 から
那珂郡大宮町大字上村田 1340 番まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 8 日

茨城県告示第 278 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年 3 月 8 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 日立いわき線
- 2 供用開始の区間 日立市田尻町字久保田 855 番 6 地先から

日立市田尻町字久保田772番地先まで

3 供用開始の期日 平成 2 年 3 月 8 日

茨城県告示第 279 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年 3 月 8 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 二軒茶屋瓜連線	那珂郡那珂町大字南酒出字沢ノ上617—4番地先から 那珂郡那珂町大字南酒出字沢ノ上600—2番地先まで	平成 2 年 3 月 8 日
一般国道 1 1 8 号	那珂郡大宮町大字下村田字富士山411—1番地先から 那珂郡大宮町大字下村田字富士山593—2番地先まで	同 上
県道 山方大宮線	那珂郡大宮町大字小倉2820番地先から 那珂郡大宮町大字富岡1275番地先まで	同 上
県道 二軒茶屋瓜連線	那珂郡瓜連町大字瓜連字鹿島880—3番地先から 那珂郡瓜連町大字鹿島字台1319—1番地先まで	同 上
県道 大子美和線	那珂郡美和村大字高部字ヒル平938—9番地先から 那珂郡美和村大字高部字ヒル平956番地先まで	同 上
県道 瓜連馬渡線	那珂郡那珂町大字鴻巣字堂山1008—3番地先から 那珂郡那珂町大字福田字原前東1860—11番地先まで	同 上
県道 下桧沢上小瀬線	那珂郡緒川村大字上小瀬字塙5450—1番地先から 那珂郡緒川村大字上小瀬字和久5441—3番地先まで	同 上
県道 中根平磯磯崎線	勝田市大字中根字荒谷1917—1番地先から 那珂湊市大字部田野字山崎3225—1番地先まで	同 上
県道 笠間緒川線	那珂郡緒川村大字油河内字土草37番地先から 那珂郡緒川村大字油河内字明進56番地先まで	同 上

県道 馬渡水戸線	勝田市大字中根字荒谷4389-1番地先から 勝田市大字中根字荒谷1917-1番地先まで	平成2年3月8日
一般国道118号	那珂郡瓜連町大字瓜連字壁内1915-1番地先から 那珂郡瓜連町大字瓜連字鷺庭1402-1番地先まで	同 上
県道 折橋山方線	那珂郡山方町大字諸沢字上中4136-1番地先から 那珂郡山方町大字諸沢字落合3940番地先まで	同 上
県道 長沢水戸線	那珂郡山方町大字長田字椴木1098-1番地先から 那珂郡山方町大字長田字宮下1748番地先まで	同 上
県道 下宿常陸鴻巣 停車場線	那珂郡那珂町大字飯田字下新田西2699-3番地先から 那珂郡那珂町大字飯田字曲り松2110-1番地先まで	同 上

茨城県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 二軒茶屋 瓜連屋 線	那珂郡那珂町大字南酒出字沢ノ上 617-4番地先から	旧	メートル 最大 14.0 最小 7.0	メートル 300.0	現道拡幅による 区域変更
	那珂郡那珂町大字南酒出字沢ノ上 600-2番地先まで	新	最大 15.0 最小 10.0	300.0	
一般 国道 118 号	那珂郡大宮町大字下村田字富士山 411-1番地先から	旧	最大 25.5 最小 9.0	420.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	那珂郡大宮町大字下村田字富士山 593-2番地先まで	新	最大 27.5 最小 11.0	420.0	
県道 山方 大宮 線	那珂郡大宮町大字小倉 2820番地先から	旧	最大 9.0 最小 6.0	806.5	同 上
	那珂郡大宮町大字富岡 1275番地先まで	新	最大 11.5 最小 8.0	806.5	

県道 二軒茶屋 瓜連線	那珂郡瓜連町大字瓜連字鹿島 880-3番地先から	旧	最大 最小	9.0 6.5	720.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	那珂郡瓜連町大字鹿島字台 1319-1番地先まで	新	最大 最小	12.5 9.0	720.0	
県道 大子 美和線	那珂郡美和村大字高部字ヒル平 938-9番地先から	旧	最大 最小	10.0 2.5	442.0	バイパス新設に よる区域変更
	那珂郡美和村大字高部字ヒル平 956番地先まで	新	最大 最小 最大 最小	10.0 2.5 34.0 11.0	442.0 431.0	
県道 瓜連 馬渡線	那珂郡那珂町大字鴻巣字堂山 1008-3番地先から	旧	最大 最小	12.5 5.0	1,361.0	現道拡幅による 区域変更
	那珂郡那珂町大字福田字原前東 1860-11番地先まで	新	最大 最小	21.0 9.0	1,361.0	
県道 下松沢 上小瀬線	那珂郡緒川村大字上小瀬字塙 5450-1番地先から	旧	最大 最小	14.0 8.0	140.0	同 上
	那珂郡緒川村大字上小瀬字和久 5441-3番地先まで	新	最大 最小	45.0 8.0	140.0	
県道 中根 磯崎線	勝田市大字中根字荒谷 1917-1番地先から	旧	最大 最小	29.0 7.0	1,460.0	同 上
	那珂湊市大字部田野字山崎 3225-1番地先まで	新	最大 最小	44.0 15.0	1,460.0	
県道 笠間 緒川線	那珂郡緒川村大字油河内字土草 37番地先から	旧	最大 最小	12.0 11.0	140.0	同 上
	那珂郡緒川村大字油河内字明進 56番地先まで	新	最大 最小	30.0 12.0	140.0	
県道 馬渡 水戸線	勝田市大字中根字荒谷 4389-1番地先から	旧	最大 最小	9.5 8.0	220.0	同 上
	勝田市大字中根字荒谷 1917-1番地先まで	新	最大 最小	22.0 8.5	220.0	
一般 国道 118 号	那珂郡瓜連町大字瓜連字壁内 1915-1番地先から	旧	最大 最小	14.0 11.0	529.0	交通安全施設工 事による区域変 更
	那珂郡瓜連町大字瓜連字鷺庭 1402-1番地先まで	新	最大 最小	20.0 11.7	529.0	
県道 折橋 山方線	那珂郡山方町大字諸沢字上中 4136-1番地先から	旧	最大 最小	10.0 4.0	500.0	現道拡幅による 区域変更
	那珂郡山方町大字諸沢字落合 3940番地先まで	新	最大 最小	13.0 5.0	500.0	

県道長水沢戸線	那珂郡山方町大字長田字楸木 1098-1 番地先から	旧	最大 10.0 最小 5.0	860.0	現道拡幅による 区域変更
	那珂郡山方町大字長田字宮下 1748 番地先まで	新	最大 32.0 最小 12.0	860.0	
県道下宿常陸鴻巣線	那珂郡那珂町大字飯田字下新田西 2699-3 番地先から	旧	最大 9.0 最小 3.0	188.0	同 上
	那珂郡那珂町大字飯田字曲り松 2110-1 番地先まで	新	最大 22.0 最小 10.0	188.0	

茨城県告示第281号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、鹿島町鉢形土地区画整理組合の定款の変更については、次のとおり認可した。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 鹿島町鉢形土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和55年5月8日から平成4年3月31日まで
- 3 施 行 地 区
鹿島町大字鉢形字後藤内，字久保畑，字前畑の全部及び字西谷，字西台，字内畑，字大畑，字鎌倉，字関内，字中山の各一部

茨城県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施 行 者 の 名 称 結 城 市
- 2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称
下館・結城都市計画公園事業
6・5・101 鹿窪運動公園
- 3 事 業 施 行 期 間 昭和55年12月11日から平成7年3月31日まで
- 4 事 業 地
(1) 収 用 の 部 分 変 更 な し
(2) 使 用 の 部 分 変 更 な し

公 告

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届 出 事 項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
鹿島郡神栖町石神2 野口 松太郎 ほか2名	神 栖	常陸川漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

- (1) 縦 覧 期 間 平成 2 年 3 月 8 日から平成 2 年 3 月 22 日まで
 (2) 縦 覧 場 所

加 入 区	縦 覧 場 所
神 栖	鹿島郡神栖町日川 3 7 4 4 常陸川漁業協同組合

●平成 2 年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成 2 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項に規定する茨城県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 期 日 及 び 時 間

- (1) 学 科 の 試 験 7 月 8 日 (日) 午前10時から午後 5 時10分まで
 (2) 設 計 製 図 の 試 験 9 月 16 日 (日) 午前11時30分から午後 4 時まで

2 試 験 地

- (1) 学 科 の 試 験

水戸市文京 2 丁目 1 番 1 号

茨 城 大 学

(2) 設計製図の試験

水戸市文京 2 丁目 1 番 1 号

茨 城 大 学

3 受験申込手続

(1) 受験申込受付期間及び場所

平成 2 年 4 月 16 日 (月) から 4 月 20 日 (金) までの 5 日間

水戸市大町 3 丁目 4 番 36 号 大町ビル

茨城県住宅供給公社 3 階会議室

(2) 受 付 時 間 午前 10 時から午後 4 時まで

(3) 受験申込方法

受験申込書は、3 の(1)の受付場所に直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。郵送の場合は、水戸市大町 3 丁目 1 番 22 号の社団法人茨城県建築士会あてに、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手を貼った宛先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表

平成 2 年 11 月 30 日 (金) 頃

なお、学科の試験については、平成 2 年 8 月 31 日 (金) 頃に発表する。

5 そ の 他

設計製図の課題は、平成 2 年 6 月 27 日 (水) 頃から財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び社団法人茨城県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科試験の試験場に掲示する。

●建築許可に関する聴聞

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 48 条第 9 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成 2 年 3 月 8 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- | | |
|-----------|---|
| 1 聴 聞 期 日 | 平成 2 年 3 月 16 日 午前 10 時 |
| 2 聴 聞 場 所 | 常陸太田市大字天神林町字穴田 1676 番 (現地) |
| 3 聴 聞 事 項 | 第 1 種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
分譲住宅販売事務所 |
| 4 申請者住所氏名 | 常陸太田市谷河原町 380 番地の 5
佐竹南台販売株式会社 代表取締役 安 掛 勝 男 |
| 5 建築物構造規模 | 木造 1 階建 新築 |

申請延面積 140.92平方メートル

- 6 敷地面積 390.01平方メートル
- 7 建築物の位置 常陸太田市大字天神林町字穴田1676番の一部, 1677番1の一部, 1708番3の一部
字貉谷1726番の一部

- 1 聴聞期日 平成2年3月15日 午後2時
- 2 聴聞場所 北相馬郡守谷町大字立沢字東萩久保2123(現地)
- 3 聴聞事項 工業専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
共同住宅
- 4 申請者住所氏名 東京都江東区牡丹2丁目13番1号
株式会社前川製作所 代表取締役 前川 正雄
- 5 建築物構造規模 鉄骨造4階建 新築
申請延面積 7,802.79平方メートル
- 6 敷地面積 11,484.53平方メートル
- 7 建築物の位置 北相馬郡守谷町大字立沢字東萩久保2123番他5筆
字大久保1959番, 2010番2

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町小幡字板橋1025番6, 同番74
- 2 事業主の住所及び氏名
京都府京都市南区西九条南田町61番地
常陸森紙業株式会社
代表取締役 藤 定 輝 好

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例(昭和47年茨城県条例第46号)第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

平成2年3月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡真壁町大字下小幡字五反田83番, 84番, 85番, 85番1, 86番, 90番2

2 事業主の住所及び氏名

真壁郡真壁町下小幡35

株式会社 遠州軽合金真壁製作所

代表取締役 鈴木 順一

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は線下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)